

令和7年度 事業計画

日米首脳が交代し、先行きには不安と期待が交錯するものの、東欧・中東における紛争が解決に向けて動き出したことは大いに期待されることです。

一方で、国内政治は、政府・与党の過半数割れにより政権運営の不安定化は避けられない状況下にあるものの、我が国経済はコロナ禍の3年間を乗り越えて緩やかではあるものの着実に改善しつつあり、2023年以降は高水準の賃上げが続き、好調な企業収益など、経済には前向きな動きが見られ、2024年度の実質GDPは成長率0.9%程度（名目GDPは成長率3.0%程度）の上昇が見込まれ、諸物価も高騰を続け、また、インバウンド数は過去最高の年間3,600万人を超えるなど経済は拡大傾向を示しています。

しかしながら、全国ベースでのバス事業については、乗合バスの収支は2023年度の経常収支率が91.5%と前年度の87.3%から改善しているものの、厳しい状況が続いており、コロナ前の水準には戻っていない状況にあります。

また、貸切バスの収支は2023年度の経常収支率が110.7%の水準となり昨年に引き続き100%を超えた（2022年度102.6%）ものの、実働率では43.9%とコロナ前の平成30年度（50.4%）を下回っています。コロナ禍以降、収支率の改善は見られるものの、経営面では、コロナ禍を乗り切るために実施した借入金の返済や金利負担、また、車両更新を見送った反動による設備投資負担などが足かせとなっている状況です。

併せて、運転者不足の中、昨春からの働き方改革施行に伴う拘束時間の縮減などにより、人手不足は一層輪を掛けた状態で、乗合バスではやむを得ず終便の繰り上げや極力お客様にご不便をお掛けしないよう配慮した上での減便調整等を行わざるを得ないなど厳しい状況に追い込まれ、深刻度は増すばかりです。

こうした中、貸切バスは本年秋に2年ローテーションによる運賃改定が予定されており、一部には度重なる運賃改定に伴う客離れを危惧する声も聞かれるものの、昨年、日本バス協会において策定された「バス再興10年ビジョン」では、「利用者理解のもと、適時適切な運賃改定による事業基盤の強化」「運転士・整備士などの待遇改善による採用・定着」等が謳われており、全産業平均と比較しての「長時間労働」かつ「低賃金」から脱却するべく、運賃改定を原資として給与面・職場環境をはじめとした待遇改善につなげていくことこそが肝要です。

以上の情勢を踏まえ、当協会は会員事業者とともに、バス事業を巡る様々な課題に対処し、事業の活性化と利用促進を図り、安全で安心な、地域住民に愛され親しまれる公共交通機関としての使命達成のために、バス事業の発展に資するべく以下のとおり取り組みます。

1. 乗合バス事業関係

バスの利用を促進するため、引き続き以下の取組により、より多くの人々にバス事業の公共性・重要性及び環境面での啓発に努めます。

- (1) 「バスの日」（９月２０日）を中心とした街頭ＰＲ
- (2) 小学校児童向け「バスの乗り方クリアファイル」の配布
- (3) 「バスの乗り方教室」の実施を通じた利用促進
- (4) 「みえ交通安全・環境フェスタ」等の各イベントを通じた利用促進

2. 貸切バス事業関係

安全風土の定着化に有効なセーフティーバスは、今期より更に厳格化された五ツ星までの五段階制度に移行され、この認定取得事業者の拡大推進に資するべく「貸切バス事業者安全性評価認定取得推進事業」を継続します。

また、引き続き昇龍道プロジェクト推進協議会や三重県クルーズ振興連携協議会をはじめ空港会社など、観光振興に係る諸情報を積極的に収集し、各会員への周知に努めます。

また、「滋賀国スポ・障スポ」「ねんりんピック岐阜」「アジア競技大会」等の大型イベントにあたっては、必要に応じて貸切委員会・説明会等を開催します。

3. 事故防止・安全輸送対策関係

全ての事業者が事故防止対策、運輸安全マネジメントの定着をはじめとする安全・安心を最優先に、バス事業における総合安全プラン 2025 に掲げる目標達成に向けて、四半期毎に事故防止委員会を開催するとともに、以下のとおり取り組みます。

- (1) 軽井沢スキーバス転落事故を教訓に、利用客に対し、自らの安全への必要性和後部座席シートベルト着用義務の啓発に努めます。
また、貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正については、実施にあたっての諸問題解決に努めます。
- (2) バスの事故件数の多くを車内事故が占めており、また、全国的に骨折、脳挫傷等の重傷者が多いことから、バスが停車してから離席するなど、利用者に対しては「ゆとり乗降」を、運転者に対しては「ゆとり運転」による安全運行の徹底を図り車内事故防止に努めます。
- (3) 「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、事故防止委員会を中心に飲酒運転防止のための万全の対策がとられるよう、また、「危険ドラッグ」についても、その危険性・悪質性について、併せて啓発活動に努めます。
- (4) 健康状態に起因する事故等を未然に防止するため、睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査や脳検診の促進を図るとともに、高齢化が進む運転者の健康管理の充実に努めます。

- (5) テロ対策については、車内の見回り、近辺の巡回強化や「緊急時対応マニュアル」「バスジャック統一対応マニュアル」の周知徹底に努めます。

4. 運輸事業振興助成交付金事業

縮小する一方の事業予算の中にあっても、引き続き安全への投資に重点を置き、運輸事業振興助成交付金制度の趣旨に沿った適正な運用を図り、次の取組を柱にバス事業の振興を推進します。

- (1) 安全運行対策事業推進のため、「運転者適性診断」、「運行管理者講習」、「運輸安全マネジメント研修」、「安全運転研修」、「睡眠時無呼吸症候群検査」及び「脳検診」等への助成を継続します。
- (2) 安全に不可欠なドライバー不足解消への対応として、中部バス協会・行政当局と連携し、合同就職説明会等への必要な支援を実施します。
- (3) 「乗り方教室」や「みえ交通安全・環境フェスタ」等の各イベントへの参加を通じて、バスの利用促進に努めます。
- (4) 「適正化事業実施機関負担金助成事業」（中部貸切バス適正化センターによる巡回指導実施に伴う各会員負担金への一部助成）を継続します。

5. 各種委員会の活動

引き続き、乗合委員会、貸切委員会、事故防止委員会、環境対策委員会及び交付金運営委員会を通じ、流動する諸問題に対処します。

6. バス運賃に関する適切な対応

運賃改定等があった際には、バス運賃への理解や貸切バス事業にあつては、運賃・料金制度の利用者・旅行業界等への周知に努め、適正運賃の収受に取り組めます。

7. 人材確保・育成対策

平成27年3月に発足した「中部バス事業人材確保・育成対策会議」に参画し、運輸当局や中部バス協会と連携を図りながら、人材の確保・育成対策に取り組めます。

また、会員会社のドライバー等、従事者の定着率やモチベーションを高めるべく、受賞者への副賞提供を継続します。

8. 地震防災対策等への対応

地震防災対策については、協定を締結している三重県を軸に、関係各機関と

連携・協力しながら取組めます。

9. 広報活動の推進等

バスをより多くの方に安心してご利用頂くために、次のとおり取組めます。

- (1) 当協会のホームページにより、広く一般に対して、協会の活動状況やバス事業の現状について情報提供に努めます。
- (2) 9月20日の「バスの日」を中心に「みえ交通安全・環境フェスタ」等の各イベントを通じてバスの利用促進PRに努めます。

10. 公益法人としての対応

公益社団法人として、これにふさわしい各種事業を展開し、引き続き公益目的事業の「地域交通及び地域間交通における輸送サービスの改善と充実を図り、地域社会の健全な発展に寄与し、かつ、バス事業の適正な運営及び健全な発展の促進に努め、もって公共の福祉の増進に資する」べく、目的達成に取り組めます。

以上。